

令和6年10－12月期における分限処分の状況について

1 免職・降任

令和6年10月から12月までの間に免職処分を受けた者は4人で、その事由は「勤務実績不良及び官職に必要な適格性を欠く場合」に該当が1人、「官職に必要な適格性を欠く場合」に該当が3人となっています。

また、降任処分を受けた者はいませんでした。

(備考)前年同期に免職処分を受けた者は1人、降任処分を受けた者は2人でした。

2 降給

令和6年10月から12月までの間に降給処分(降格)を受けた者は1人で、その事由は「勤務実績不良」となっています。

(備考)前年同期に降給処分を受けた者は1人でした。

以 上